



～ チャイルドの経営コンサルタント監修による～

# 選ばれる園に なるための メルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



## 社会福祉法人における入札契約等の取扱いの一部改正について — 随意契約における見積もり徴収基準が引き上げられました —

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。  
チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

Q

令和 8 年 3 月 17 日付で、こども家庭庁・厚生労働省の連名による課長通知「『社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて』の一部改正について」が発出されました。今回の改正内容を教えてください。

A

今回の改正は、随意契約において「2 社以上の見積もりで差し支えない」とされる上限額が引き上げられたことがポイントです。  
改正内容は令和 8 年 4 月 1 日から適用されます。

社会福祉法人では、随意契約を行う際に「3 社以上の見積もり徴収」が原則ですが、契約金額が一定以下であれば「2 社見積もり」で足りる特例があります。

この「2 社見積もりの上限額」が大幅に引き上げられたのが今回の改正です。

詳しくは、次の新旧比較表をご覧ください。

### 随意契約における見積もり徴収基準（新旧比較）

契約の種類	現行	改正後
工事又は製造の請負	250 万円	400 万円
食料品・物品等の買入れ	160 万円	300 万円
上記以外	100 万円	200 万円

### 保育園・認定こども園で関係する主な契約の例

今回の基準見直しは、保育園・認定こども園の以下のような契約で影響が出ます。

- 遊具・備品・教材の購入（物品）
- 給食食材の購入（食料品）
- 清掃・警備・設備点検などの委託契約（その他）
- 修繕工事・設備工事（工事・製造）

これらの契約金額が改正後の上限額以内であれば、3 社見積もりを取らずに、2 社見積もりで随意契約が可能となります。

後半につづく ▶

## 経理規程の改正が必要です

通知本文の「1.入札契約関係」では、各法人の経理規程に今回の基準を明確に定めることが求められています。

そのため、

- 経理規程において、「随意契約の見積もり徴収基準」の改正が必要
- 規程の改正には理事会決議が必要

という点にご注意ください。

今回の上限額見直しに伴い、多くの法人で経理規程の修正が必要になると見込まれます。

## 補足: 随意契約の一般的な基準について

会計監査を受けない社会福祉法人の場合、予定価格が1,000万円を超えない売買・賃貸借・請負等は随意契約が可能というルールがあります。

今回の改正は、この「1,000万円以内の随意契約」の中に含まれる「見積もり徴収」の扱いを変更したものであり、1,000万円の随意契約上限が変更されたものではありません。



## 事業部紹介

### 株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

① 経営・運営コンサル ② マーケティング・ブランディングコンサル ③ 新園・新施設設立コンサル ④ 認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平 (弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email [yohokeiei\\_consulting@child.co.jp](mailto:yohokeiei_consulting@child.co.jp)

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

